

国立大学法人香川大学における建設工事及び物品購入等契約に係る
取引停止等の取扱要領

(目的)

第1 この要領は、国立大学法人香川大学（以下「大学法人」という。）における建設工事（設計・コンサルティング業務を含む。）、物品の購入、製造及び役務その他の契約（以下「契約」という。）に関し、国立大学法人香川大学契約事務取扱規程第6条に規定するもののほか、取引停止その他の措置を講じる必要が生じた場合の取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3 学長は、一般競争（指名競争）参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が、次の各号の一に該当する場合は、各号情状に応じて別表各号、第6、及び第8に定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うことができるものとする。

(1) 大学法人が発注する契約に係る業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合

(2) 大学法人が発注する契約の相手方となる可能性を有する業者が別表各号の措置要件に該当することを、他の公共機関からの情報等により知り得た場合

2 前項に掲げる場合のほか、学長が特に必要と認める場合は取引停止を行うことができるものとし、この場合における取引停止の期間はその都度定めるものとする。

(下請負人に関する取引停止)

第4 学長は、第3の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第5 学長は、第3の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

2 学長は、第3、第4及び前項の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うことができるものとする。

(取引停止の期間の特例)

第6 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が次の各号の1に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。
 - (1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第11号及び第12号又は第13号から第17号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第11号及び第12号又は第13号から第17号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 学長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 4 学長は、業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月）まで延長することができるものとする。
- 5 学長は、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 学長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7 学長は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例）

第8 学長は、第3の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合には、取引停止の期間を加重することができるものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は大学法人の役員若しくは職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第14号、第15号又は第17号に該当したとき。
- (2) 別表第13号から第17号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 別表第13号、第14号又は第17号に該当する業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第 13 号、第 14 号又は第 17 号に該当する業者に悪質な事由があるとき（第 1 号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。

(5) 大学法人の役員若しくは職員又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該役員又は職員の容疑に関し別表第 15 号から第 17 号までに該当する業者に悪質な事由があるとき（第 1 号又は第 2 号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

（指名等の取消し）

第 9 学長は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

（下請等の禁止）

第 10 学長は、取引停止の期間中の業者が大学法人発注の契約に係る工事又は製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りでないものとする。

（取引停止の通知等）

第 11 学長は、第 3 の規定により取引停止を行い、第 6 第 5 項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第 6 第 6 項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 学長は、前項の措置を講じた場合は、当該措置を講じることとなった情報が文部科学省からの通知による場合を除き、建設工事については文部科学省大臣官房文教施設企画部へ、物品の購入、製造及び役務その他の契約については、文部科学省大臣官房会計課へ事実関係の概要、措置の相手方、措置の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。

（取引停止に至らない事由に関する措置）

第 12 学長は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

（その他）

第 13 この要領に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 17 日から施行し、令和 2 年 12 月 25 日から適用する。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 大学法人発注の契約に係る手続きにおいて、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書その他の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>2 他の公共機関における契約に係る手続きにおいて、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書その他の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約の履行)</p> <p>3 大学法人発注の契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>4 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 第3号に掲げる場合のほか、大学法人発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 第4号に掲げる場合のほか、他の公共機関における契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>
<p>(安全管理の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>7 大学法人発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>8 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>9 大学法人発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>10 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>11 次のイ、ロ又はハに掲げる者が大学法人の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>12 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>13 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第17号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>14 大学法人発注の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（第17号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>15 大学法人発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第17号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p> <p>16 他の公共機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第17号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>17 大学法人発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該契約に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>18 次のイ又はロに掲げる契約に関し、業者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>イ 大学法人発注の契約</p> <p>ロ 他の公共機関発注の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>19 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>20 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>